



(ふくちゃん)

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

第259号2010年5月10日

地区労福協との連携強化を!

2009年度地区労福協連絡会議及び

2010年度県勤労者体育大会地区実行委員会開催

3月8日、長野市内のホテルに於いて、2009年度地区労福協連絡会議及び2010年度長野県勤労者体育大会地区実行委員会を開催。全地区より代表者18名を含む28名が参加し、県労福協設立50周年を迎える、2010年度の活動に向けて、県と地区労福協の協力体制を確認しました。

会議は近

藤理事長が

「厳しい経

済状況下の

春闘となっ

ているが、

なんとか賃

金カンプ、

定昇制度を

守ろうと闘

っている。

この10年間

で37万円所

得が減って

おり、すべ

ての労働者

の生活が改

善されなけ

れば健全な

バランスの

とれた経済

にはならな

い。その面

でも労福協

の活動、生

活あんしん

ネットワー



各地区一同に会して地区労福協連絡会議

とあいさつを行い、理事長の進行により議事を進めました。

り課題や活動への意欲が発表されました。
【県労福協と県労働基金の統合について】
統合検討委員会委員長北原芳金専務理事より県労働基金と県労福協の統合について、基金あり方委員会の答申や統合検討委員会第一次報告書の提案内容など、その経過と見通し(統合スケジュール)などが説明されました。

統合スケジュール案
9月までに一般社団法人格を取得
11月30日臨時総会にて、「長野県労働者福祉基金協会」との統合を決議

2011年4月1日一般財団法人「県労働基金」(略称)と統合し、「一般社団法人長野県労働者福祉協議会」発足

【第2次、気づきキャンペーン】
北原芳金専務理事より、「第1次キャンペーン」は芳金色が強かったが、第2次は講演会、学習会やセミナーの企画開催など労福協を中心に積極的に取組を展開してほしい。芳金としては事業推進の予算的な面でサポートしていく」と強い協力要請がされました。

【2010年度県勤労者体育大会実行委員会】
休憩を挟み、2010年度県勤労者体育大会地区合同実行委員会を行い、第1回県実行委員会の報告がされ、開催日程、要綱が確認されました。今回野球大会については、オリンピックスタジアムの使用が出来ず、1球場2日間の実施となったことで、参加チーム数の削減(各地区1チームのみ)が提案されましたが、長野地区より長野・更埴各1チーム参加の強い要望が出され、これについては各地区持ち帰り、地区での考えをまとめて報告してほしいと実行委員長より提案が出されました。

【生活あんしんネットワーク事業について】
まず青木専務理事が「生活あんしんネットワーク事業について、2006年度より6年計画で実施している事業の進捗状況、課題、今後の展開を説明。また11月から12月にかけて実施したブロック会議で出された意見質問等に関する回答を行いました。さらに地区労福協での事業への取組み状況把握のため、アンケートの実施について協力を求めました。この他第47回定期総会で確認された「地区労福協活動指針」を再確認し、地区労福協の活動の活性化を求め、それに対し県労福協はしっかりとサポートしていく旨を伝えました。

【地区労福協の現況】
続いて各地区より活動報告を受け、木曾地区からは「スキー交流会、ゴルフコンペを実施しているが、今、幹事会の定例化を進めており、今後はもっと活発に活動していきたい。」

また北信地区からは「設立後なかなかエンジンがかからず、連合地協と事業が重なってしまっている」上伊那地区からは「未組織・市民へのアプローチとして中立労連や市町村互助会の会議などに出席している。今後ブロックの活動を考えていきたい」など、全地区よ

「労福協を変えろ！ 社会を変えろ！」

労福協の存在感を高めるため、地区労福協との意見交換

結成50周年を迎える今でも、労福協に対する認知がなかなか上がらない中、労福協は労働者の福祉向上のため何ができるのか、何をすべきなのか。51年目を迎える今年度は正に原点に戻って新たなスタートを切る年になります。

4年前から取り組む「生活あんしんネットワーク事業」をいかに地域に根づかせ、目に見える活動にしていくか。県労 月6日～8日の3日間、青木専務理事、新任の伊藤事務局長と竹内県暮らしサポートセンター事務局長の3人は、地区労福協の現状の把握、地区役員と意見交換を行うため、各地区を訪問しました。



北信地区労福協
〒383-0013 中野市大字中野1481 0269-22-2888

各地区の活動の状況を見ると、長野・大北・松本・上伊那・飯田地区は単独で各種事業に取り組み、北信・須高・安曇野地区では、隣接地区と連携、共同してイベント等を

実施しています。また、設立間もない地区は地区独自の活動を模索しています。具体的な事業内容としては、福祉事業団体、主に労金・全労済と連携し、「セミナー」、講座、勤労者フェスティバルなどを実施している地区が多く、また無料職業紹介事業の認可を受けたジョブなごのライフサポートセンターでは、就職支援や職業紹介活動を開始しています。次に、地区労福協の課題として出され

事務局の人的体制の補強。県労福協のサポートが欲しい。(一般地区)
未組織勤労者への支援方法。勤労者互助会・共済会との連携の仕方
などで、人的体制の整備では今後事業を拡大していくに際し、県労福協として「地区労福協活動指針」を基に、補強を考えていきたい。また、未組織勤労者支援では、県暮らしサポートセンターを中心に、課題を検討し、市町村互助会・共済会との連携方法なども具体的に提案していきたい。既に連携を深めている地区もあるので、その先例の紹介もしていきたい。



須高地区労福協
〒382-0093 須坂市墨坂1丁目6-1
須坂市勤労者研修センター内 026-245-2100



佐久地区労福協
〒385-0022 佐久市岩村田795-1(岩村田交差点横)
0267-78-3029



上小労福協
〒386-0018 上田市常田2-6-3
上小勤労者会館内 0268-25-0500

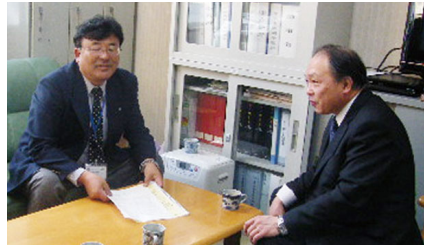


長野地区労福協
〒380-0814 長野市西鶴賀町1481-1
長野市勤労者女性会館内 026-234-0294

- 【地区訪問日】
- 4月6日(火) 北信地区 須高地区 上小 佐久地区 長野地区
- 4月7日(水) 大北地区 安曇野地区 松本地区 塩尻地区 木曾地区
- 4月8日(木) ジョブなごのライフサポートセンター 諏訪 飯田地区 上伊那地区



上伊那地区労福協
〒396-0026 伊那市西町5824 勤労会館内
0265-73-6029



木曾地区労福協
〒397-0002 木曾郡木曾町新開4977-2 木曾労働会館内
0264-23-3705



飯田地区労福協
〒395-0077 飯田市丸山町1-8-6 労働会館内
0265-24-0030



ジョブながのライフサポートセンター諏訪
〒394-0027 岡谷市中央3-1-23
0266-75-0280

4月から新年度がスタートしました。各地区労福協の地域に密着したローカル色溢れる様々な活動が展開され、各役員の熱い思いが伝わってきました。
(2ページからの続き)



大北地区労福協
〒398-0002 大町市大字大町4111-1
大町市労働会館内 0261-22-6209



安曇野地区労福協
〒399-8205 安曇野市豊科4622-8 労働あづみ野支店内
0263-72-3222



松本地区労福協
〒390-0841 松本市渚1丁目2-1
0263-26-6029



塩尻地区労福協
〒399-0736 塩尻市大門1-18-12 労働会館内
0263-54-1651

長野県食の安全・安心条例(仮称)制定のための団体署名の取組み

いつでも、どこでも、誰でも、
安全な食品を安心して手に入れ、
食べることのできる長野県を!

長野県には、「長野県における食品の安全確保のための基本方針」はありますが、全国の都道府県の過半数が持っている「食の安全に関する条例」はありません。

県労福協が加盟する長野県消費者団体連絡協議会(県消団連)では、現在、関係諸団体と力を合わせ全国最先端の「食の安全・安心条例」(仮称)を県行政と一緒に作る事ができるよう、5月末を目標に団体署名の協力を幅広い階層の諸団体にお願ひし、条例制定の理解を深める取り組みを進めています。

「長野県食の安全・安心条例」(仮称)は、県の「基本方針」をベースに、行政や生産者・事業者の皆さんと消費者が十分なコミュニケーションを取ること、相互の信頼と理解を広げられるものにする事を目指しています。

県消団連では、5月末に集約する署名を持って県や県議会に働きかけ、6月県議会での請願採択及び知事による条例制定の意思表示をしていただくことを目指して、運動を進めています。

署名の問合せは、県消団連・事務局
026-224-3161までお願いいたします。

生産者・食品関連事業者・消費者・学識経験者など幅広い県民が参加する検討委員会を設置して条例をつくります。



中小食品関連事業者の衛生管理を支援するための、全事業者を対象としたきめ細かな情報提供と、調査・研究体制や検査体制を拡充します。



雇用確保など訴え!

第81回メーデー開催される!

連合長野

第81回長野県中央メーデーは、5月1日晴天の下長野市城山公園ふれあい広場において5,100人が参加して開かれました。開会に向けメーデー歌「世界をつなげ花の輪に」を全員で歌い、9時30分開会を宣言。主催者代表あいさつで近藤実行委員長は「2010春季生活闘争は雇用の歪みや配分の歪み等を是正し、生活を復元する立場で闘いを進めてきた。地場・中小労組を含め厳しい闘いを継続している組合がまだ

まだ数多くある。パート・派遣など非正規労働者の労働条件引上げとあわせ、連帯の輪を広げてい



県中央メーデーで主催者挨拶をする近藤光連合長野会長



雇用確保を訴え、デモ行進

井県知事をはじめ4名の方々から御祝辞をいただきました。続く非正規労働者の訴えでは、突然の解雇で職を失い、その後就いたパートの看護士の職も辞めざるを得なくなり、現在介護の資格取得に励む丸山貴子さんより雇用不安、低賃金、生活不安など厳しい実態が伝えられました。デコカー・手持ちデココンテスタの審査発表と表彰、お楽しみ抽選会の当選番号発表では会場内のため息やどよめきがおこりました。昨年引き続き続いて実施したYES・NOアンケートは政治・

Q1.1年前より生活が苦しくなった?	YES / 582人	NO / 74人
Q2.雇用・年金に将来不安を感じるか?	YES / 642人	NO / 8人
Q3.環境に配慮した生活をしているか?	YES / 511人	NO / 102人

経済状況から予想通りの結果となりました。メーデー宣言を参加者全員で確認。最後に近藤実行委員長は音頭で「がんばろう」を三唱して大会を終了、善光寺仲見世を通るルートでデモ行進に出発しました。



労福協が進めている生活安心ネットワーク

県労連

今年度の企画は「メーデーの歴史に学び、私たちの働き方を考え直そう」をテーマにしたパネル構成詩の朗読でした。1886年アメリカの労働者が8時間労働を求めてストライキに立ち上がったこと、このたたかいが世界中に広がり、1920年には日本でも開催されたこと、労働者の運動を押し込めようとする資本や権力とのたたかきも激しくなり、何百万という労働者・国民の命を奪った戦争を経て、自由と民主主義を保障した日本国憲法のもと、メーデーが再開されたこと、平和と民主主義、国民労働者の要求実現を求めるたたかきとともに歴史を刻んできたことが、「花はどこへいった」

この後、参加者は「医師看護師を増やせ」「大学授業料無償化を実現せよ」「公務員の削減はやめろ」「最低賃金を上げろ」「大企業・金持ち優遇制度をやめろ」「中小企業に仕事をまわせ」「消費税引き上げ反対」「憲法9条を守ろう」「普天間基地はすぐになくせ」などのシュプレヒコールを力強く叫びデモ行進を行いました。



メーデーの意義を訴え、みんなでリレートーク

「五月の歌」「イマジン」をBGMにして語られました。「労働者・中小業者に対する人件費や下請単価たたきなどのコスト削減という犠牲のついでに部大企業の収益のみが改善をみせている」「大企業の内部留保の社会的還元とルールある経済社会の実現で、安定した生活と雇用の確保、内需主導による日本経済回復を求める」というメーデー宣言を採択しました。

長野県勤労者生活あんしん相談事業を受託

上田・諏訪地区に常設の相談拠点を設置

一昨年来の金融・経済危機以降、多くの県民が雇用難による経済的困窮に陥っている中、長野県は緊急雇用創出基金事業として、県内の勤労者及び一般県民を対象に、労働や福祉、生活に関わる相談を通じ、県民の暮らしの安全・安心・安定を図ることを目的として、「勤労者生活あんしん相談事業」を実施することとなり、県労福協が受託することになりました。

県労福協は6年前より「くらしなんでも相談」事業に取り組んでおり、平日は相談アドバイザーによる相談、第2土曜日は弁護士などの専門家相談を実施し、既に関係団体、専門家、NPO団体などとも連携を図り問題解決してきた実績を有しています。

そこで今回県労福協はこの事業を受託し、県内2地区（上田地区・諏訪地区）に常設の相談拠点を設置し、相談アドバイザーを配置して、勤労者及び一般県民を対象とした無料相談活動を行うことにしました。

相談内容は、福祉や生活に関わる「くらしなんでも」なんでも



上小労福協ライフサポートセンター



諏訪地区ジョブライフサポートセンター

相談「相談」で、面談または電話により相談を受け付けます。

現在 上田地区での拠点として、ろくきん上田支店の旧店舗を改装中で上小労福協OBの堀憲一氏が相談アドバイザーとして勤務しています。また諏訪地区は「ジョブながのサポートセンター」諏訪」を拠点に三井正二所長と新たに採用した青柳祐子相談員が共に対応しています。両地区とも5月開始を目前に長野県の「生活あんしん相談事業」の準備をすすめてきました。

第6回理事会開催

長野県労働者福祉協議会

4月23日、2009年度最後となる第6回理事会が開催され、主たる協議事項として「第51回定期総会」について検討がなされました。中でも「2010年度活動方針（案）」では従来の取組み方針のほかにも県労福協の一般社団法人格の取得、長野県労働者福祉基金協会との統合、県労福協結成50周年記念事業などについて確認がなされました。今後、必要な部分に修正を加え最終的には三役会議で確認を得たうえで定期総会に提案してまいりますので、よろしく願います。



理事会

県労福協 第51回定期総会のご案内

日時 2010年6月18日 午後2時
場所 長野市岡田町 サンパルテ山王

【報告事項】

- 1. 2009年度活動報告
- 2. 2009年度決算報告
- 3. 2009年度監査報告

【議事】

- 1. 2010年度活動方針（案）
- 生活あんしんネットワーク事業について
- 県労福協と 県労働基金との統合について
- 一般社団法人格の取得について
- 結成50周年記念事業について
- 県労福協50周年記念式典・レセプション

日時 2010年11月30日 13:30～
場所 メトロポリタン長野
内容 臨時総会

記念式典 13:30～14:15
レセプション 14:30～17:00

- 2. 2010年度予算（案）
- 3. 役員改選について
- 4. その他

「国交省」「経産省」「環境省」三省合同事業

住宅版エコポイント 始まっています!!

エコリフォームは今がチャンス!!

窓を二重にするリフォーム
壁床天井の断熱リフォーム
同時にバリアフリーリフォーム
をすることで、

最大 300,000

円相当の
ポイント発行

2010年12月31日まで
詳しい内容につきましては
ご連絡下さい。

長野県労働者住宅生活協同組合
〒380-0838 長野市県町523 ろくきんビル7F

026-234-0283 Fax 026-234-0271

ろつきん
第2次気づき
キャンペーン実施中!

2006年12月に成立した「改正貸金業法」の成果を踏まえ、「借金の解決は必ずできます。払いきつた利息は取り戻しましょう!」のスローガンのもと、多重債務者救済を中心とした「気づきキャンペーン」を2007年10月から取り組み、そして、その運動を受け2009年4月より「第2次気づきキャンペーン」を労福協と会員組合と連携して展開してまいりました。

この取り組みは、従来の多重債務者救済運動を継続しつつ、2010年6月に完全施行が予定される「改正貸金業法」の具体的な内容理解をはじめ、高金利からの借換え運動を展開するものです。

借換えの具体的な方針は、「多重債務者とは一線を画し、消費者金融(サラ金等)2~3社程度で延滞履歴のない組合員(家族)を対象とした高金利からの借換え」という内容となっています。

2010年3月末で80件近い相談があり運動の広がりを見せ



2010年度につきましても、引き続き勤労者生活支援の取り組みとして「生活応援運動」を展開し、併せて「第2次気づきキャンペーン」を継続してまいります。その取り組み内容として、各地区労福協との連携による「気づきキャンペーン」の説明会・学習会・クレサラセミナーの開催

ろつきん・全労済「家計見直し診断シート」を活用した説明会・相談会の実施 県労福協「ほっとダイヤル」より紹介のあった相談について低金利融資への借換え対応等、勤労者の生活防衛・生活改善を図る取り組みを強化してまいります。

勤労者の生活のうち「お金」にまつわる諸問題を、勤労者のための金融機関であるろつきんは全力で支援してまいります。

詳しくは、ろつきん各営業店までお問い合わせください。

全労済長野県本部

2009年度活動報告・今後の活動(案)

全労済長野県本部の「2009年度・2010年度活動計画」に基づき2009年度の活動を展開してきました。今年度は新生協法対応に向けた展開をしてきましたが、全労済を取り巻く環境情勢は大変厳しく、昨年に引き続き期首割れの状況となりました。

以下、特徴的な活動内容および今後の課題について報告します。

一、特徴的な活動内容について

- (一) 今年度から四半期単位に具体的な活動を計画し、到達目標を定め活動を展開してきました。
- (二) 地区運営委員会による県下一斉合同オルグを実施するなど、運営委員会が主体となり推進要請を展開してきました。
- (三) 共済代理店については、自賠責共済や労金住宅ローン専用火災共済で大きな成果を上げることが出来ました。
- (四) 新生協法に伴い協力団体において「全労済共済制度の取組みに関する協定書」の再締結を実施してきました。
- (五) 「長野県本部における新たな地域活動方針(案)」を策定し、今年6月から新たな活動をスタートすることを確認しました。
- (六) 現行の共済ショップを「生涯を通じての加入・相談」等を行う推進のエリア拠点と位置づけていくため、「今後の共済ショップの展開計画

(案)」を策定し、理事会において確認しました。

- (七) 長野県労働金庫と共同作成した「家計見直しシート」を、保障点検運動の中で活用し展開してきました。
- (八) 第4半期(3月~5月)を「保障点検運動強化月間」と位置づけ、地域・地域で保障相談を展開してきました。

二、今後の課題について

- (一) 「保障点検運動」を労済運動の柱とし、さらに活動を展開していくことが求められます。
- (二) 長野県労働金庫と共同作成した「家計見直しシート」を有効活用し、組合員の生活改善に繋がるようなすめ方や内容が求められます。
- (三) 退職者対策のひとつである「再雇用者」の対応として、退職年齢到達時点で最終更新時期に移行するための仕組みづくりが重要となります。
- (四) 「長野県本部における新たな地域活動方針」に基づき、地区協力員への登録および紹介活動を積極的に進めていくことが求められます。
- (五) 「今後の共済ショップの展開計画(案)」に基づき、準備を進めていく必要があります。
- (六) 共済代理店との更なる連携強化に向け、組合員にメリットあるサービスの確立を求められています。
- (七) 組合員に対する「丁寧な」対応や、新生協法に沿った説明責任と契約者保護に努めることが求められています。
- (八) 全労済の経営の健全性として、財政基盤強化に向けた対応や予算の有効活用が求められています。

くらし・なんでも相談

シリーズ No.25

「多重債務問題」



佐藤 豊 弁護士
 1月から、毎月第2土曜日の弁護士・司法書士・社会保険労務士による専門家相談日に合わせて、新聞や情報紙のお知らせ欄を利用して「くらし・なんでも相談専門家相談日」のPRに努めています。
 その効果で、専門家相談日には毎回多くの相談が寄せられています。4月は1日46件と過去最高を数えています。

今号は当相談ダイヤル主任相談員の佐藤豊弁護士（長野県弁護士会元会長・法テラス長野前所長）の相談事例から多重債務問題・ブラックリストについて紹介します。



【事例】

《ブラックリストの履歴は消えないのか》

店員に勧められショッピングカードを申し込んだところ、審査に通らなかったとの連絡が来た。

実は、11年前サラ金数社からの借金310万円が返せず弁護士に依頼をして自己破産した。しかし、その後は真面目に生活してきたので借金をしたこともないし、年収も相応にある。ブラックリストの履歴はなぜ消えていないのか。信用情報を確認する方法はないか。

【回答】

金融・信用分野の業者は、多重債務防止の制度として、業界内に個人信用情報機関を設け、延滞等の事故情報を登録し相互に情報交換して利用している。

カードの申込に対し審査を通らなかった理由としてはブラックリストに載っている可能性が大である。

事故情報は一般的には5年間程度登録されるが、誤った内容が登録されている可能性がある場合は、カード会社が加盟する情報機関を確認した上で、自分の信用情報の開示請求をして、誤った内容は訂正を請求

することになる。

「ブラックリスト」

ブラックリスト 金融機関の借入金やクレジットカード、ショッピングローン、キャッシングなどの支払いや返済を一定の期間（通常3ヶ月）延滞した状態を「事故」または「延滞」といい、個人信用情報に「事故情報（延滞情報）」が登録される。

この事故情報を、通称「ブラック情報」と言い、ブラック情報が登録された状態を「ブラックリストに載る」と言っている。

審査 カード会社は（株）シー・アイ・シー（CIC）（株）日本信用情報機構（JIC）、全国銀行個人信用情報センター（KSC）などの信用情報機関の会員になっており、申込者の信用情報（いつこの会社でいくら借りて、どうなったか）や過去のクレジットカード等の申込履歴などを照会の上審査する。事故情報に登録されているカード発行や借入はできない。

信用情報の開示請求 個人の信用情報は本人の請求により開示される。個人信用情報の問合せ先はカードの種類によって左記に電話して手続を、開示相談コーナーに出向く他、郵送で申込み、返信郵便で受け取る。手数料は申込先によって、0（無料）～1000円に返信用切手代位。

クレジット系は CIC（012018101414）
 消費者金融系は JIC（012014411441）
 銀行系は KSC（012015401558）

【事例】

《過払い分を戻してもらった方法は？》

サラ金の過払い請求とはどんなものか。

サラ金から借入して7～8年前に一度返済したが、その後また借りて現在80万円の残金がある。
 返し終わったものでも、払い過ぎた分は戻ると聞いたが、どのように調べるのか。

【回答】

過払い請求とは、業者の貸付金利を利息制限法の低い金利で計算し直し、払い過ぎた分を返還請求するものである。計算のためには、業者から借入及び返済の取引履歴を取寄せる。

高い利息で返済しているということは過払い金があると思われる、その返還又は現在の借入分の減額ができる。但し、返済してから10年を経過すると、時効により返還請求はできなくなる。

多重債務については、弁護士会や県の消費生活センターで無料相談も行っており、弁護士等に依頼しても1件ならば費用は2万～3万円位の負担でできる（過払い分が返還されたら金額に応じて報酬を支払うことになる）。

「サラ金の過払い分」

過払い金 かつてサラ金から借入して返済し終わった人でも、返済し終わったときから10年が経過していなければ、過去に払い過ぎたグリーン金利分（過払い金）を取り戻すことができる。

10年以内に、消費者金融や信販会社のキャッシングを利用していた人、商工ローンから高利で融資を受けていた中小企業の経営者などは、思わぬ金額が戻る可能性もあるので、弁護士など専門家に相談を。

【事例】

《連帯保証人で多額の債務を負うこと》
 昨年会社が倒産。役員をやっており借入の連帯保証人になっている。

8000万円もあり、現在、月々わずか返済しているが、とても返せそうもない。破産も考えたが、不利益はどんなことがあるのか。

生命保険に加入しているが、破産せずに自分が死んだ場合は、どうなるか。

【回答】

破産の不利益としては、債務を清算できる代わりに財産も全て失うこと、経済的な信用を失うことの外は、一定の資格等に影響があるだけである。生命保険も、解約したときに戻る金があれば財産になるので、相当額になる場合は解約せざるを得なくなることも考えられる。

債務を減額できるか交渉し、返済不可能な額が残るならば、失う財産も考慮の上で破産を考えるべき。

破産せずに死亡した場合、妻子は相続放棄をすれば返済の責任はない。

なお、生命保険の受取人が妻に指定されている場合、相続放棄をしても死亡保険金は受取れる。

連帯保証人をしていた友人の自動車ローンの返済が延滞となって、残高わずか10万円のこと、連帯保証人がブラックリストに載ってしまったケースがあります。

連帯保証人宛に債務履行請求書が来たので驚いて友人に連絡をとったら、「5万円づつ2ヶ月で返済する」と言うので返済されたらとばかり思っていたそうです。

連帯保証人とは、「主たる債務者と連帯して債務を負担することを約束した保証人」ですから、通常の保証人が有する催告の抗弁権（民法452条）と検索の抗弁権（民法453条）がなく、主たる債務者とまったく同じ義務を負う立場です。

この場合、連帯保証人とすれば、とりあえず残金10万円を返済し、その後で友人から返済を受ければ（仮に返済されなくても）、ブラックリストに載ったことで自分が住宅ローンの借入ができない最悪の状況は回避できたと思われれます。請求書が届いた時点で何れかの相談窓口を利用されていたらと悔やまれます。当相談ダイヤルを身近な相談窓口の一つとしてご利用いただければ幸いです。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。
 くらし・なんでも相談 ぽつとダイヤル
 0120 39 6029

第3回佐久・小諸地区 勤労者フェスティバル

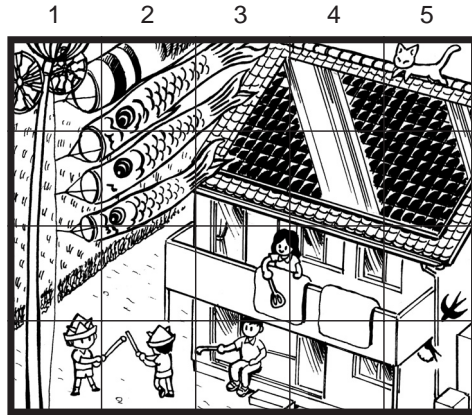
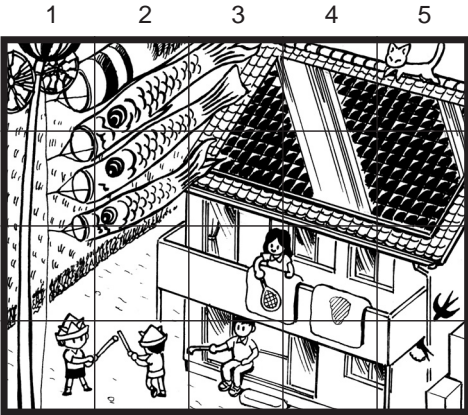
3月20日(土)、佐久勤労者福祉センターを会場に、佐久地区労福協主催により、第3回佐久・小諸地区勤労者フェスティバルを開催しました。当日は好天に恵まれたこともあり、開会の9時30分頃になると家族づれが続々と訪れました。開会式で岡村会長が日頃の活動を簡単に説明した後、「今日は皆さん、大いに楽しんで下さい」と挨拶を行い、続いて来賓を代表し県労福協青木事務より「県労福協コーナーではくらし・なんでも相談のブースを設け、また、若者サポートステーション松林さんによるスツキリ整体コーナーもありますので、大いに活用し、本日のフェスティバルを楽しんで下さい」と挨拶をいただきました。

会場前の広場では佐久名物お煮かけうどん・ポップコーン・トン汁、地元中学生の協力による手作りドーナツなどの無料配布が行われ、来場者が各コーナーに行列を作っていました。また、電機連合長野東信地協の社会貢献活動として、ベトナムの子供たちがつくった携帯ストラップを先着1000名様に無料配布いたしました。

メインのアニメ祭りは午前「超劇場版ケロロ軍曹」、午後は「劇場版ヤッターマン」の上映が行われ、会場2階では春の住宅・不動産フェアを開催。マイホームや土地取得に関する相談会を行い、若い夫婦や家族づれが多数来場しました。

この他浅間総合病院労組の皆さんによる健康相談コーナー、県労福協くらし・なんでも相談コーナー、若者サポートステーションの松林さんによる整体コーナーにも多くの方が訪れていました。

晴天ではあるものの、強風のために一時中止されたアトラクションも、役員の皆さんの熱意でセンター軒下に移動し、風の心配もなく子供たちが1日楽しむことができました。子供づれの家族中心に約1,200人が会場を訪れ、成



(画：生協連 土屋 英夫氏)

前回の正解は

当選者(5名、敬称略)

- 篠原 敦子(飯山市)
- 須藤 彩(御代田町)
- 平林 香菜(上田市)
- 三澤 紀久子(伊那市)
- 山城 直也(高森町)

プレゼントの応募方法

官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります)。
 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
 締切り5月31日

おのまちがいきがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。
 日頃使わない脳への刺激になるかと思えます。

ご家庭で楽しむ



山なみ

県労福協に新たに加わった伊藤・竹内両事務局長と共に4月上旬の3日間全地区労福協を廻りました。走行距離は約700キロ。南信では桜が満開、北信ではまだまだ蕾の状態、改めて長野県の広さを実感した次第。地区労福協の様子も、既に地域に根づいた特色ある活動に取り組んでいるところ、また設立間もなくこれから何に取り組んでいこうかと思いをめぐらせているところ、これまた様々でありました。

今年度は秋に結成50周年の記念式典を控え、記念誌の作成、そして一般社団法人格の取得、更に県労働者福祉基金協会との統合に向け具体的な作業をすすめていく忙しい年になります。しかし最も重要となるのは、この先10年の労福協活動を見据え、「生活あんしんネットワーク事業」を目に見える形で地域に根づかせ、労福協の存在感を高めることだと考えています。

新しいメンバーで県としての活動を強力に進めていくと同時に、地区活動を全力でバックアップしていきます。地区労福協の皆さん一緒にさわやかな汗をかいて実りある秋を迎えましょう！ (青)

